

## 【問題提起】第8分科会

### 障がい児(者)の権利と心に寄り添う医療・福祉

平成26年11月4日に開催された厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議で、提示された平成27年度の障害福祉サービス関係の概算要求額は、1兆1,394億円(昨年比9.8%増)でした。これに基づき良質な障害福祉施策の予算確保を図るとしています。また、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービスの対象となる難病患者の130疾病の指定が、151疾病に拡大されました。

平成26年4月以降、障がい児・者が障害福祉サービスの支給決定を受けるためには、知的障害、精神障害の特性に対応できるよう項目変更された障害支援区分認定調査を受け、さらにサービス等利用計画(計画相談)の作成が必要とされてきています。障害保健福祉関係主管課長会議報告では、現在の計画相談の進捗状況では、平成27年4月までに全ての障がい児・者に対して、サービス等利用計画が作成できないとの見通しから、市町村が相談支援事業所に変更し計画を立てる「代替プラン」や、障害者自身の「セルフプラン」の奨励が提案されています。このように障がい児・者を取り巻く福祉制度は、目まぐるしく変化してきていますが、制度施行のみが先行して、行政、福祉事業者、しいては障がい者本人までもが振り回されている状態です。

重症心身障がい児・者の入所施設は、療養介護事業と医療型障害児入所施設へと移行し、通所施設は生活介護、児童発達支援等となり、3年目を迎えました。施設利用している重症心身障がい児・者の家族・後見人は制度移行に伴い、措置見直し(措置解除)や障害区分判定による受給者証の発行手続き等で、少なからず混乱しましたが、毎年のように制度変更が行われる状況下では、今後も施設利用への影響が懸念されます。反面、療養介護事業として体制上必要となる生活支援員の増員対応については、平成30年まで経過措置が延長されたために、施設としては職員を早急に増やす必要もなく、少ない職員での荷重介護で済まされている現状です。

障害者虐待防止法の施行に伴い、施設職員に対して介護上での意識変革が求められてきています。さらに、虐待に対しての通報義務も課せられており、各施設での職員研修や委員会設置などの具体的対応が義務付けられてきています。しかし、手一杯の業務に追われる福祉現場では、十分なゆとりを持った対応がなされているとは言い切れない状況です。今後施行される障害者差別防止法とも連動し、障がい児・者の権利擁護への対応についても、障害福祉サービス内容の充実と関連付けて、議論を深めていく必要がある課題といえます。

障がい者が地域で生活するにはまだまだ多くの壁があります。平成26年1月、日本国は「障害者権利条約」を批准しました。そして批准のための法整備として、平成24年10月「障害者虐待防止法」、「障害者基本法改正法」、「障害者優先調達推進法」、「精神保健福祉法改正法」、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法改正法」がそれぞれ施行、あるいは、施行が予定されています。例えば、権利条約第12条では障がい者の意思決定を保障し、障害者基本法第23条はその権利利益保護等を保障しています。一般には夫々の法の中で多くの保障がなされているように思われがちですが、障害者施策予算の削減で、地域で暮らす障がい者の生き辛さは日増しに強くなっています。高齢障がい者は介護保険への切り替えに伴ってサービスが限定され、支援の継続性が損なわれ、それまで関わってきた支援者が替わることで病状への影響が懸念されます。権利条約第19条では障がい者の地域で生活する平等の権利と特定の生活施設で生活する義務を負わない旨の事が明記されています。精神科病棟転換型居住系施設はこの権利条約第19条を後退させることが危惧されます。難病や慢性疾患による痛みやだるさ等は地域での生き辛さや暮らしにくさを伴います。そして、神経筋疾患は、障害と病気が同時進行します。障害福祉サービスをこの二つの側面で支えていくことが必要でしょう。障がい者の就労は、地域生活と切り離して考えることは出来ません。権利条約の規定に基づけば、福祉的就労への労働法規の適用も必要になってくるでしょう。

「介護労働実態調査」の結果、障がい者の地域生活を支える医療・福祉従事者の人材不足、特に、良質な人材の確保が難しくなっています。このように、支える側も多くの課題を残しています。

地域で生活する一人暮らしの障がい者、障がい者を抱える家族、それを支える医療・福祉従事者、それらを総合的に支える公的支援の充実こそが「心に寄り添う医療・福祉」につながるのではないのでしょうか。

こうした現状に基づき、「障がい児(者)の心に寄り添う医療・福祉」とは何か、ということ深く考え合っており、障害福祉制度、サービス内容の在り方について、多くの面から取り組んでいく必要が求められているのではないのでしょうか。

第42回医療研究全国集会・第8分科会では以下のレポートを募集します。

「施設利用(入所・通所等)の重症心身障がい児・者についてのレポート」

1. 在宅支援・通所利用者への福祉サービス支援の取り組み・課題・問題点等
2. 入所利用者への法制度の改訂に伴う福祉サービス支援の取り組み・課題・問題点等
3. 特別支援学校における障がい児への支援対応の取り組み・課題・問題点等
4. 障害者虐待防止法実施に伴う、障害者施設での取り組み・課題・問題点等

「障がい児(者)に寄り添うケアについてのレポート」

1. 障がい当事者と家族の想い(当事者又は家族の立場から)
2. 施設・在宅・地域での障がい当事者又は家族への支援・取り組み・課題等